

平成28年度梶原町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】 「すべては地域の笑顔のために」

【事業方針】 ○『保健・医療・福祉・地域の連携がとれた梶原ならではの地域福祉の実現』のために、関係機関との連携を図り、地域福祉力の育成と社協組織力の向上を図ります。

○私たち社会福祉協議会の役職員は、社会福祉法第109条に規定される、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体である自覚を持ち、その使命を実現するために研鑽努力します。

○地域福祉計画の見直しに併せて地域福祉活動計画を策定し、行政と一体となって地域福祉推進の基盤を構築します。

○梶原町が建設する複合福祉施設（平成30年3月運営開始）の運営について、町からの要請を受け本会が担うことになりました。これにより設立準備のため事務局体制を改めるとともに、職員体制を整備し地域福祉事業推進体制を維持しつつ施設建設運営準備に係る体制整備を進めます。

【事業計画】

1. 法人運営基盤強化

●理事会・評議員会・監事会の開催

▶公共性、公益性、社会的責任を持つ社会福祉法人として、法令順守、適切な財務管理、事業実施、組織管理体制の確立のために定例会、および随時の臨時会を開催し、健全な組織運営にあたる。

▶理事会

定例会 5月 9月 12月 3月

▶評議員会

定例会 5月 9月 12月 3月

▶監事会

5月（決算監査） 11月（中間監査）

●事務局体制

▶複合福祉施設（平成28年度着工、平成30年3月運営開始）の設立運営に向け、事務

局体制を改め地域福祉推進室および施設設立準備室を設置する。

地域福祉推進室…地域福祉及び総務全般の事業、事務を行う

施設設立準備室…施設設立、運営に向けた法的事務、職員採用、体制整備等の必要な事務を行う。

●役員・評議員研修

- ・ブロック別市町村社協会長等意見交換会（7月）
- ・四国地域福祉実践セミナー（7月）
- ・高知県社会福祉大会（11月）
- ・市町村社協役職員研修（1月）

●職員研修

- ▶アドバイザーによる相談支援業務従事者研修
- ▶高知県社会福祉協議会研修センターの企画する研修への参加
- ▶広域的研修への参加
 - ・四国地域福祉実践セミナー（7月）
 - ・四国ブロック市町村社会福祉協議会研究協議会（2月）

●広報活動の充実

- ▶広報誌「ゆすまいる」の発行
 - ・社協活動の周知と福祉意識の啓発向上、地域情報の発信を目的に、2カ月ごと（奇数月）に発行する。
- ▶ホームページによる情報発信
 - ・ホームページを随時更新し、町内外、より広い層への情報発信を行う。

2. 総合相談事業の推進

総合相談窓口として、生活上のあらゆる相談に応じ、解決、自立に向け以下の各種制度、サービスの活用、関係機関との連携協力をもって、課題を抱えた当事者、地域の主体的自立を目標とした必要な支援を行う。

●日常生活自立支援事業（高知県社協委託事業）

- ▶地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方への生活支援を行い、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行い日常生活を支える。
 - ・支援員、保健師、弁護士等、関係協力者と情報を共有し有効な支援を行う。
 - ・新規支援員の養成
 - ・書類等保管サービスの貸金庫契約

●生活福祉資金貸付事業（高知県社協委託事業）

- ▶低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加を促進する。
 - ・関係機関への制度理解と周知
 - ・学校、教育委員会への情報提供
 - ・民生委員、行政との連携、協力、情報共有

●生活困窮者自立相談支援事業（高知県委託事業）

- ▶さまざまな困難の中で生活に困窮している人の相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行う。
 - ・福祉保健所、ハローワーク等の関係機関との連携
 - ・行政他町内関係機関への制度理解、周知、連携強化
 - ・町内企業への協力依頼、制度周知
 - ・生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業の有効活用
 - ・民生委員児童委員との連携、協力、情報共有

●生活困窮者に対する緊急的食糧支援事業

- ▶さまざまな事情により生活困窮状態に陥り、生活にひっ迫している住民に対し、町内の余剰農産物を有効活用し、緊急的食糧支援を行う。
 - ・住民からの提供可能品情報の登録
 - ・生活困窮者自立相談支援事業と併用

●法人後見事業

- ▶意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を法的に保護し、その生活を支える。
 - ・内部研修で役職員の理解を深め、体制整備と職員育成を行う。
 - ・行政、民生委員児童委員等の関係機関と勉強会を開催し、連携強化と制度理解、周知の機会を作る。

●法律専門家との連携

- ▶法テラス須崎法律事務所、ひまわり基金須崎法律事務所との連携、協力のもと、法律相談の機会を提供する。
 - ・法律相談会の開催
 - ・出張法律相談事業の窓口

3. 地域福祉活動の推進

●地域福祉活動計画の策定

地域福祉計画（行政計画）の見直しに併せて地域福祉活動計画を策定する。行政と連携した小地域座談会、グループインタビューを通じて住民主体の活動計画とする。

- ・ 策定委員会の開催
- ・ ファシリテーション研修を実施し、職員のコーディネート力を高める
- ・ 小地域座談会の開催（20ヵ所）
- ・ グループインタビューの実施（随時）
- ・ 行政計画と共に作業部会での集約作業に職員が参画

●地域生活困窮者支援等共助基盤づくり事業（安心生活基盤構築事業）

地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援し、安心して生活できる地域基盤を構築する。

▶地域福祉コーディネーター事業

- ・ 6区に地区担当地域福祉コーディネーターを配置し、アウトリーチによる潜在的ニーズの把握、必要な支援や適切な専門家へのつなぎ支援等の個別支援、小地域座談会など地域福祉の協議の場を設け、地域課題の顕在化、課題解決のための地域活動を支援する。
- ・ 区長、部落代表との情報交換、会合等への参加により地域の状況を把握する。
- ・ 地区担当民生委員との連携、訪問支援のための情報共有。

●ボランティア活動の推進

▶ボランティアセンター機能が有効的に活用できるよう、普及啓発、支援、ニーズを把握し、ボランティア人材を発掘育成、および支援する。

- ・ ボランティア活動の支援、情報収集と提供
- ・ ボランティア講座等の学習の機会の提供
- ・ ボランティア活動保険等の周知、普及、加入勧奨

●災害ボランティア活動の推進

▶災害ボランティアセンター運営模擬訓練を通して、災害意識の醸成と地域力を高め、災害に備えた地域の自助・共助力を高めるとともに、支援人材を育成し、ひいては災害時の受援力を高める。

- ・ 運営模擬訓練の開催（越知面区・四万川区）
- ・ 災害ボランティアセンター連絡協議会の開催
- ・ 災害ボランティアセンター運営資機材の整備
- ・ 行政危機管理部署との情報共有

●福祉教育の推進

- ▶福祉学習のプログラム化と、生涯学習としての福祉教育の体系化を目指す
 - ・行政（福祉・包括支援センター）と連携した福祉学習の提案、提供
 - ・梶原学園の学習プログラムの中で、学習目的に応じた福祉学習の導入について協議
 - ・教職員を対象とした福祉学習の実施

●地域支え合い活動の推進

- ▶地域ふれあい活動推進事業
 - ・共同募金配分金を活用し、部落単位又は地区単位での住民のふれあい活動を実施するにあたり、経費の一部を助成する。（1組織上限 30000 円）

●おげんき発信の推進

- ▶独居の高齢者や障害者、高齢世帯などの自立型安否確認の仕組みとして、行政の既存の仕組み（見守りセンサー、緊急通報装置）と併せ、ライフステージに応じた安否確認の仕組みの普及を図る。
 - ・岩手県立大学見守りセンターとの連携
 - ・民生委員との情報共有し、対象者へのアプローチ、利用者増を図る。
 - ・情報発信ツールを使い住民への情報提供、普及啓発を図り、自立度の高い高齢者等の予防的利用を推進する。
 - ・お元気さん（利用者）への定期的な訪問、見守りさん（支援者）への情報提供および情報収集
 - ・付加機能（血圧・室温）のデータを整理し、定期的に利用者にフィードバックする。

●休眠資源再活用事業【リユースゆすはら】

未使用、不使用の生活資源の利活用、再活用を促進する。

- ・提供者と、希望者のニーズ調整
- ・広報紙、ホームページを用いた啓発活動
- ・物品のマッチング、双方への連絡調整

4. 複合福祉施設設立準備

○事業者認可等の事務的手続き及び体制整備

- ▶県町への事業者認可申請、定款変更、規程・要綱・マニュアル・契約必要書類様式等の整備

○施設設計事業者との調整

○職員雇用に向けての諸活動

- ▶養成機関へのPR活動、県内外大学等での就職ガイダンスの開催、県内福祉就職フェ

ア参加

採用試験の開催

○研修体制の構築

▶研修期間の選定、関係性の構築、研修計画の策定

5. 各種関係団体との連携・調整

●高知県共同募金会梶原町支会事務局

- ・共募活動、特に広く効果的な配分金活用が図れるよう工夫した周知を行う。
- ・赤い羽根募金募集期間 10月1日～12月31日
- ・共同募金委員会設置の検討

●梶原町老人クラブ連合会事務局

- ・高齢者の生きがい活動が主体的に展開され、健康・友愛・奉仕の三大活動の浸透をサポートする。
- ・シルバー世代の交流と健康づくりの機会として、グランドゴルフを推進し、練習会や試合の開催を支援する。

●梶原町身体障害者連盟事務局

- ・団体活動の広報、周知に注力し、新規会員の参加を得るための訪問活動をサポート。
- ・三障害団体連絡協議会に参画し各団体間の連携をサポートする。

●梶原町民生委員児童委員協議会との連携

- ・住民に一番身近な相談者である民生委員児童委員。毎月の定例会へ参加させていただき情報共有を図るとともに、各種相談事業や地域活動において連携を密にし、地域活動を支える。

●まごころ弁当実行委員会事務局

- ▶共同募金配分金を活用し、12月に80歳以上の高齢者宅に調理ボランティアの手作り弁当を配食ボランティアが届ける事業。女性消防隊、エプロン会、衛生連合会、婦人会、よつば会、健康文化の里づくり推進員等の代表で組織する実行委員会が主催。

●その他各種団体との連携